

原油価格・物価高騰等対策事業 家賃・店舗等リノベーション補助金のご案内

原油・原材料等高騰の影響を受ける市内事業者の持続的発展を図るため、新規創業者への家賃補助、新たな取組を始める事業者の店舗等リノベーション工事の費用を一部補助します。

■受付期間 令和5年9月1日（金）から令和6年2月29日（木）必着

※予算の上限に達した場合は、途中で終了する可能性がございます。

■補助種別 ※家賃補助か店舗等リノベーション補助はいずれか一方の申込になります。

対象補助経費	金額	交付対象経費
家賃補助	月額賃料（共益費等を除く）を補助、限度額は1か月あたり10万円、6か月分を限度（最大60万円）	令和5年4月1日から令和6年2月29日までに発生した賃料（最大6か月分）
店舗等リノベーション補助	補助率2分の1、限度額は50万円（新規創業者は100万円）	交付申請後に着工し、令和6年2月29日までに完了する店舗等リノベーションに係る工事費用

■補助対象者

対象補助事業	補助対象者
家賃補助	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内創業予定の方。創業を行った個人（又は法人）の場合は、令和5年4月1日以降に市内で創業（又は市内で法人設立）した方。 (2) 登録地が市内である法人、又は市内の事業所、店舗等で営業する個人事業主であること。 (3) 特定創業支援事業による支援を受け、清瀬市において、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明書の交付を受けた方。※有効期限が切れている場合でも、以前証明書の交付を受けたことの確認が取れれば対象とする。 (4) 対象物件の所有者、又は所有者の同一世帯に属し生計を一にするものでないこと。 (5) 中小企業基本法第2条又は中小企業信用保証法に基づく中小企業者であること (6) 中小小売商業振興法第4条第5項に規定する連鎖化事業（フランチャイズチェーン方式）でないこと。 (7) 清瀬商工会に実績報告日の時点で加入していること。 (8) 商店会が組織されている地域に所在する店舗等にあつては、当該地域の商店会に実績報告日の時点で加入していること。 (9) 関係する法令等に違反していないこと。 (10) 3年以上事業を継続する見込みがあること。
店舗等リノベーション補助	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業基本法第2条又は中小企業信用保証法に基づく中小企業者であること (2) 中小小売商業振興法第4条第5項に規定する連鎖化事業（フランチャイズチェーン方式）でないこと。 (3) 市内に主たる事業所を置く個人又は市内に事業所を有する法人であつて

	<p>下記のいずれかに該当する者。</p> <p>①市内に店舗等物件を所有している者。</p> <p>②市内で賃借にて店舗等を営む者。</p> <p>③実績報告日までの間に市内で店舗等を開業する者。</p> <p>(4) 清瀬商工会に実績報告日の時点で加入していること。</p> <p>(5) 商店会が組織されている地域に所在する店舗等にあつては、当該地域の商店会に実績報告日の時点で加入していること。</p> <p>(6) 関係する法令等に違反していないこと。</p> <p>(7) 3年以上事業を継続する見込みがあること。</p>
--	---

■対象要件等

対象補助事業	対象要件等
家賃補助	<p>清瀬市内の施設であり、事業の用に供する事務所、店舗等、工場等</p> <p>※対象とならない物件：大規模小売店舗、店舗内のテナント、可動式店舗等</p>
店舗等リノベーション補助	<p>(1) 当該店舗に新たな機能や価値を付加する事業であると清瀬商工会が認めるもの。</p> <p>(2) 市内建設事業者（住宅又は店舗等の改修又は改装を業とする事業者で、市内に住所を有する個人事業主又は市内に事業所を有する法人）が、工事の主たる部分の施工を行うもの。</p> <p>(3) 当該店舗の床面積が1,000平方メートル以下であること。</p> <p>(4) 当該工事に要する費用が10万円（税別）以上であること。</p> <p>(5) 当該工事が令和6年2月29日までに完了するものであること。</p> <p>(6) 事業実施後も事業を継続する意思があること。</p>

■申請書類 以下の①+②または①+③を提出してください。

①すべての申請者が提出するもの		
法人	個人	書類の名称
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	清瀬市家賃・店舗等リノベーション補助金交付申請書（様式1）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	清瀬市家賃・店舗等リノベーション補助金交付申請に係る宣誓・同意書（様式2）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	清瀬商工会または市内商店街に加入していることがわかる書類
<input type="checkbox"/>		法人の登記事項証明書（これから創業する場合は創業後に提出）
	<input type="checkbox"/>	個人事業の開業届（これから創業する場合は創業後に提出）
②家賃補助の申請者が提出するもの		
法人	個人	書類の名称
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対象物件の賃貸借契約書の写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明書
③店舗等リノベーション補助家賃補助の申請者が提出するもの		
法人	個人	書類の名称
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【店舗所有確認書類】自己所有：固定資産税納税通知書など自己所有が確認できる書類 賃貸：賃貸借契約書の写し及び所有者の同意書
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対象物件の位置図および平面図
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事前の店舗内および外観の写真
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事に係る見積書の写し